

福井県応援ファンド

追加型投信/内外/資産複合

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社から交付されます。ご請求された場合にはその旨をご自身で記録しておくようにして下さい。

委託会社 ファンドの運用の指図を行う者

SBI 岡三アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第370号

〈照会先〉

電話番号 **03-3516-1300**

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

ホームページ <https://www.sbiokasan-am.co.jp>

受託会社 ファンドの財産の保管及び管理を行う者

三井住友信託銀行株式会社

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産(投資 信託証券(資産複合 (株式 一般、債券 公債、不動産投信)) (資産配分固定型))	年6回 (隔月)	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※商品分類及び属性区分の内容は一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)でご覧頂けます。

〈委託会社の情報〉

設立年月日:1964年10月6日

資 本 金:1億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:25,324億円

(資本金、純資産総額は2026年5月末現在)

- この目論見書により行う福井県応援ファンドの募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年8月10日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2026年8月11日に生じております。
- ファンドの商品内容に関して重大な約款変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は受託会社により保管され、信託法に基づき分別管理されております。

投資信託約款の変更(予定)のお知らせ

ファンドは、投資信託約款の変更を予定しております。詳細につきましては、裏表紙に掲載の「追加的記載事項」をご覧ください。

※ 異議申立の結果は弊社ホームページでご確認ください。

■ ファンドの目的

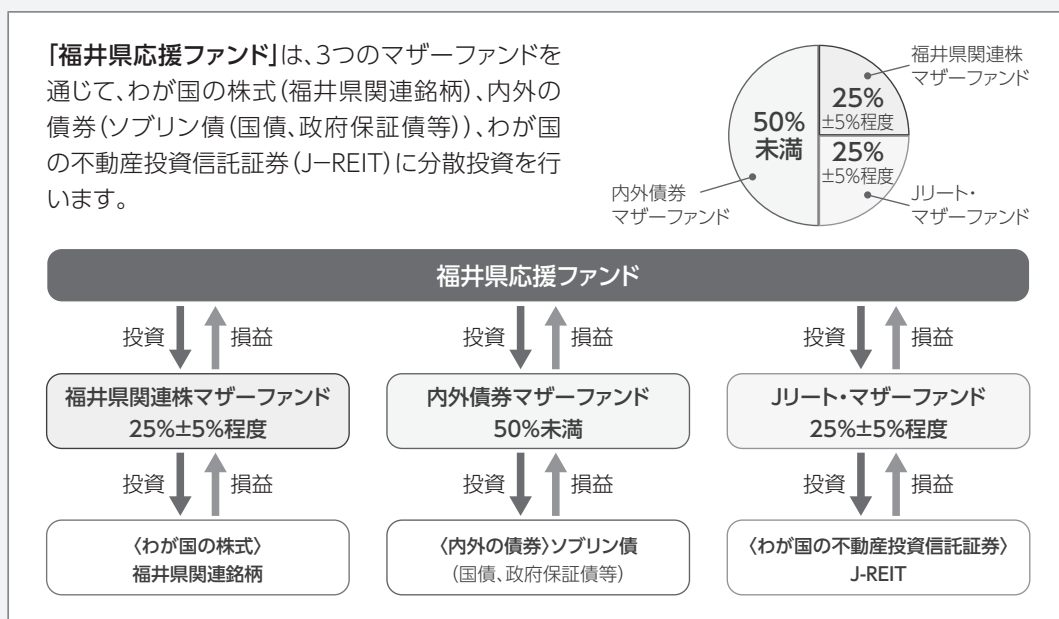
安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ ファンドの特色

1 わが国の株式、内外の債券、およびわが国の不動産投資信託証券に投資を行います。

- 実際の運用は福井県関連株マザーファンド、内外債券マザーファンド、Jリート・マザーファンドを通じて行います。

2 各マザーファンドの受益証券への資産配分は、投資信託財産の純資産総額に対して、以下の比率を基本投資割合とします。



3 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- 内外債券マザーファンドは、日本を含む主要先進各国のソブリン債(国債、政府保証債等)に投資を行い、原則として、為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの
目的・特色

投資
リスク

運用実績

手続・
手数料等



日本赤十字社福井県支部の活動資金として、信託報酬から寄附を行います。

寄附の金額は、ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.15%とします。

- 寄附は、委託会社が受取る信託報酬から行います。なお、委託会社、販売会社、受託会社が受取る信託報酬は、寄附を行うことを考慮して決定しております。
- 寄附の金額等につきましては、運用報告書等を通じて、受益者の皆様にご報告します。

福井県関連株マザーファンド

- わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とし、投資信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。
- わが国の金融商品取引所上場株式のうち、福井県に本社または本店がある企業、および福井県に工場、店舗等があるなど、福井県の発展と共に成長が期待される企業や福井県に関わりが深い企業等の株式に投資します。
- ポートフォリオの構築にあたっては、財務内容等を考慮のうえ、以下の戦略Iおよび戦略IIを組合せて銘柄を選定します。

戦略I

福井県に本社または本店がある企業を投資対象とし、株式時価総額を勘案して、ポートフォリオを構築します。

戦略II

福井県に工場、店舗等がある企業を投資対象とし、株式時価総額、配当利回りを勘案して、ポートフォリオを構築します。

- 運用にあたっては、買い持ち戦略を基本とし、投資比率、組入銘柄の見直しは、原則として半年毎に行います。
- 株式の組入比率は、高位を保つことを基本とします。
- 株式以外の資産への投資割合は、原則として、投資信託財産総額の50%以下とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの
目的・特色



投資
リスク



運用実績



手続・
手数料等

内外債券マザーファンド

- 日本を含む主要先進各国のソブリン債(国債、政府保証債等)を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。



ソブリン債とは

各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

- FTSE世界国債インデックス(ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指して積極的な運用(アクティブ運用)を行います。



FTSE世界国債インデックス(ヘッジなし・円ベース)とは

FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

- このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

- マクロ分析や為替・金利予測及びイールドカーブ分析に基づき、国別投資比率やデュレーションの決定及び調整を行い、アクティブに超過収益の獲得を目指します。また、相対価値分析、需給要因分析、テクニカル分析に基づく複数の付加価値戦略を組み合わせることで、ポートフォリオの収益力向上とリスク軽減に努めます。



デュレーションとは

金利変動に伴う債券価格の変動性を示す指標として用いられ、一般的にこの値が大きい程、金利変動に伴う債券価格の変動リスクが大きくなります。また、対象債券のクーポンが同じであれば、残存期間が長いほどデュレーションは長くなります。

- 債券の組入比率は、高位を保つことを基本とします。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



Jリート・マザーファンド

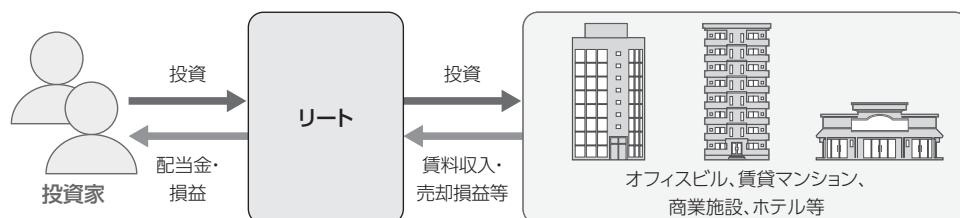
- わが国の金融商品取引所に上場している(上場予定を含みます。)不動産投資信託証券に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。



不動産投資信託証券(リート(REIT))とは

リートとは、投資家から集めた資金を不動産(オフィスビル、賃貸マンション、商業施設、ホテル等)に投資し、不動産から得た賃料収入や売却益などから不動産の維持・管理費用等を支払った後の収益を投資家に分配する仕組みの金融商品です。

一般にリートは、利益の大部分を投資家に分配(配当)するなどの一定の要件を満たすことにより、法人課税が減免されるなどの税制面での優遇を受けられる仕組みになっています。

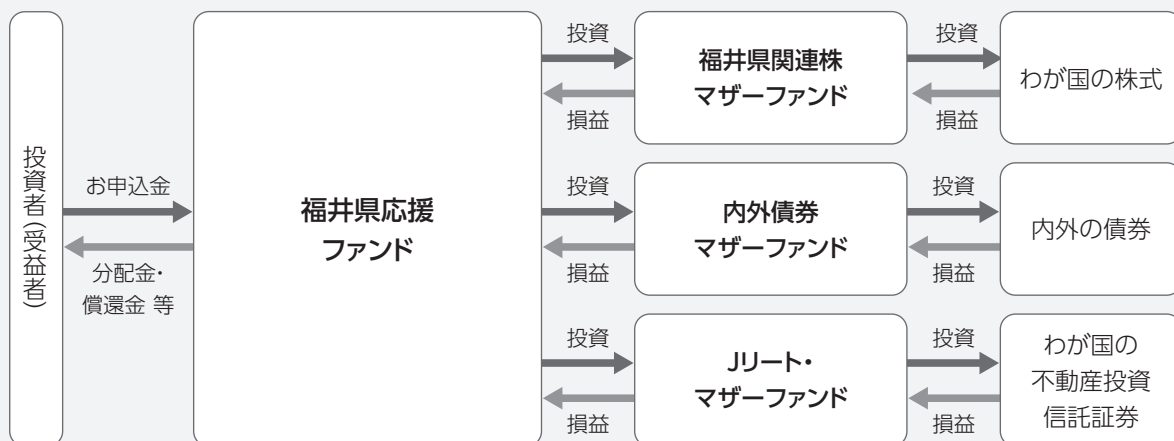


- 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位に保つことを基本とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●ファンドの仕組み

マザーファンドの受益証券を主要投資対象とする、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



●主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。
- 同一のマザーファンドの受益証券への投資は、原則として投資信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- 同一銘柄の不動産投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 株式への直接投資は行いません。

●分配方針

年6回、1月、3月、5月、7月、9月、11月の各月の10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき分配を行います。

分配金の支払いイメージ



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。繰越分を含めた利子・配当等収益には、マザーファンドの利子・配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき利子・配当等収益を含むものとします。
- 収益分配は、主として利子・配当等収益等から行います。ただし、1月の決算時の分配方針は、決算日に売買益（評価益を含みます。）等が存在するときは、利子・配当等収益に売買益（評価益を含みます。）等を加えた額を分配対象収益として分配を行います。
- 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。

※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

収益分配金に関する留意事項

- ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われます。分配金が支払われると、その金額相当分、ファンドの純資産が減少するため、基準価額は下がります。

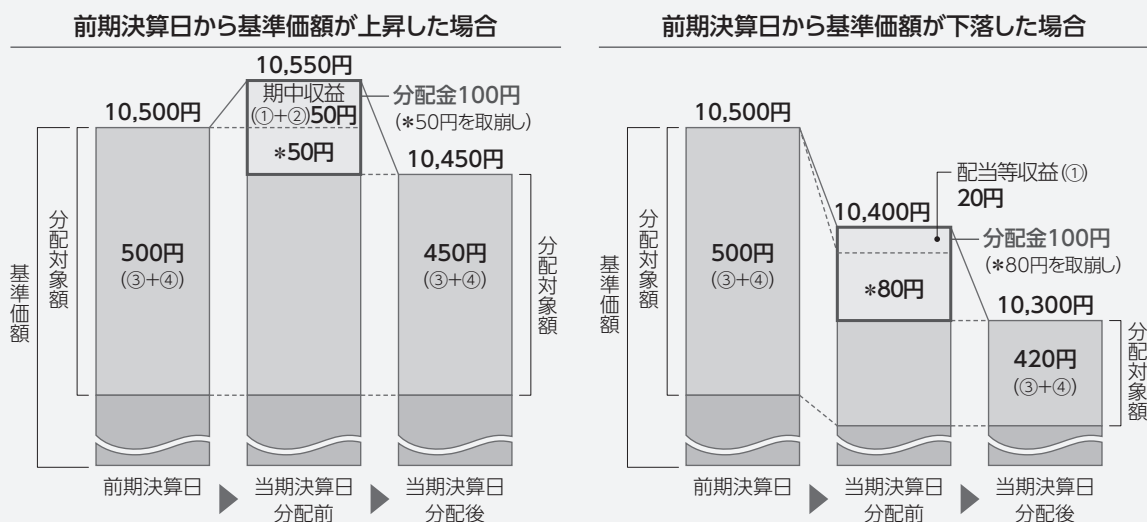
※分配金の有無や金額は確定したものではありません。

ファンドで分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)の中から支払われる場合と、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合のイメージ



分配対象額 ①経費控除後の配当等収益 ②経費控除後の評価益を含む売買益 ③分配準備積立金 ④収益調整金



分配準備積立金

期中収益 (①+②) のうち、決算時に分配に充てずファンド内部に留保した収益を積み立てたもので、次期以降の分配金に充てることができます。



収益調整金

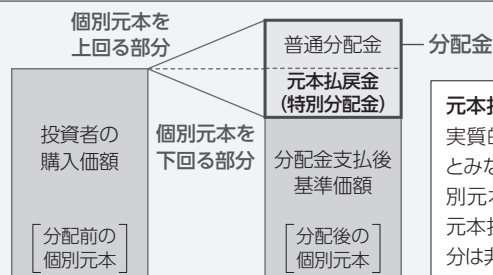
追加購入により、既存投資者の分配対象額が希薄化しないようにするために設けられたものです。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金

個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。



元本払戻金(特別分配金)

個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

ファンドの
目的・特色

投資
リスク

運用実績

手続・
手数料等

■ 基準価額の変動要因

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、国内の株式、内外の債券、国内の不動産投資信託証券等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

● 主な変動要因

株価変動リスク

株式の価格は、発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

金利変動リスク

金利は、経済環境や物価動向、金融政策、経済政策等を反映して変動します。一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、金利が低下した場合には債券の価格は上昇します。

不動産投資信託証券のリスク

価格変動リスク

不動産投資信託証券の価格は、保有不動産等の価値や賃料収入の増減等に加え、市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

分配金(配当金)減少リスク

利益の大部分を投資家に分配(配当)するなどの一定の要件を満たすことにより、法人課税が減免される等の税制上の優遇措置を受けているため、利益と分配金(配当金)との連動性が高く、利益が減少した場合には、分配金(配当金)も同様に減少する可能性があります。

為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対する円高により、外貨建資産の円換算額は減少し、円安により、外貨建資産の円換算額は増加します。

● その他の変動要因

信用リスク、カントリーリスク、不動産投資信託証券のその他のリスク(信用リスク、業績悪化リスク、自然災害・環境問題等のリスク、法律改正・税制の変更等によるリスク、上場廃止リスク、流動性リスク)

※基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。
- ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、ファンドの基準価額に影響を受けることがあります。

■ リスクの管理体制

委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。執行役員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

○
ファンドの
目的・特色

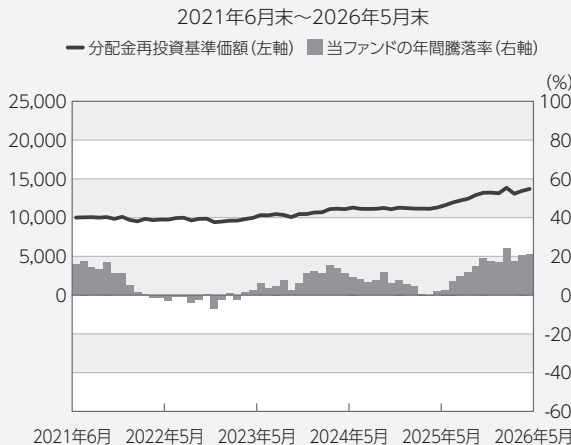
●
投資
リスク

○
運用実績

○
手続・
手数料等

(参考情報)

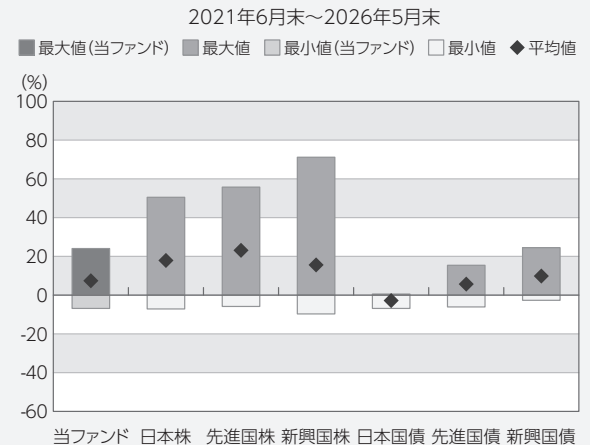
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、2021年6月末を10,000として指数化しております。
- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。
- * 年間騰落率は、2021年6月から2026年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
- 年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	24.0	50.5	55.7	71.2	0.6	15.4	24.5
最小値	△ 6.9	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.9	△ 6.1	△ 2.7
平均値	7.4	17.9	23.1	15.6	△ 2.8	5.7	9.8

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2021年6月から2026年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○
ファンドの
目的・特色

●
投資
リスク

○
運用実績

○
手続・
手数料等

運用実績

●基準価額・純資産の推移

2016年6月1日～2026年5月29日



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後です。

※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

●分配金の推移

2026年 5月	50円
2026年 3月	50円
2026年 1月	1,200円
2025年11月	50円
2025年 9月	50円
直近1年累計	1,450円
設定来累計	8,187円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

●主な資産の状況

組入ファンド

ファンド名	純資産比率
内外債券マザーファンド	47.73%
福井県関連株マザーファンド	27.96%
Jリート・マザーファンド	23.32%

組入上位銘柄

福井県関連株
マザーファンド

銘柄名	業種	純資産比率
村田製作所	電気機器	7.64%
ニチコン	電気機器	4.44%
信越化学工業	化学	3.82%
パナソニック ホールディングス	電気機器	3.54%
UACJ	非鉄金属	3.27%

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です(以下同じ)。

組入上位銘柄

内外債券
マザーファンド

銘柄名	償還日	利率	国/地域	純資産比率
UK TSY GILT 4.75	2035/10/22	4.750%	イギリス	13.62%
UK TSY GILT 4.375	2054/07/31	4.375%	イギリス	10.00%
US TREASURY N/B 4.25	2030/01/31	4.250%	アメリカ	9.58%
US TREASURY N/B 4.625	2035/02/15	4.625%	アメリカ	8.40%
US TREASURY N/B 4.25	2029/02/28	4.250%	アメリカ	8.31%

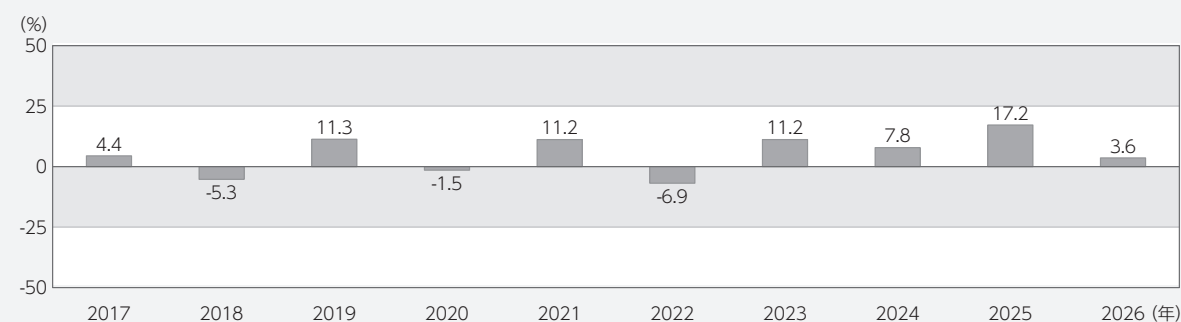
組入上位銘柄

Jリート・
マザーファンド

銘柄名	純資産比率
日本ビルファンド投資法人 投資証券	7.36%
ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	6.46%
日本都市ファンド投資法人 投資証券	5.28%
GLP投資法人 投資証券	4.43%
野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	4.32%

※組入銘柄は、上位5銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

●年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドにはベンチマークはありません。

※2026年は年初から5月末までの収益率を示しています。

※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

○
ファンドの
目的・特色

○
投資
リスク

●
運用実績

○
手続・
手数料等

お申込みメモ

 購入時	購入単位	販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
	購入代金	販売会社の定める期日までにお支払い下さい。 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
 換金時	換金単位	販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
	換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社を通じてお支払いします。
 お申込みについて	申込締切時間	原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
	購入の申込期間	2026年8月11日から2027年2月9日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。
	換金制限	ありません。
	購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止することや、すでに受付けた購入・換金申込の受付を取消すことがあります。
 その他	信託期間	原則として無期限(2005年12月27日設定)
	繰上償還	受益権口数が5億口を下回ることとなった場合、やむを得ない事情が発生した場合等には繰上償還となることがあります。
	決算日	毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の各月10日(休業日の場合は翌営業日)
	収益分配	年6回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。
	信託金の限度額	2,000億円
	公告	原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbiokasan-am.co.jp
	運用報告書	5月、11月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
	課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2026年5月末現在の情報に基づくものです。税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

○
ファンドの
目的・特色

○
投資
リスク

○
運用実績

●
手続・
手数料等

■ ファンドの費用・税金

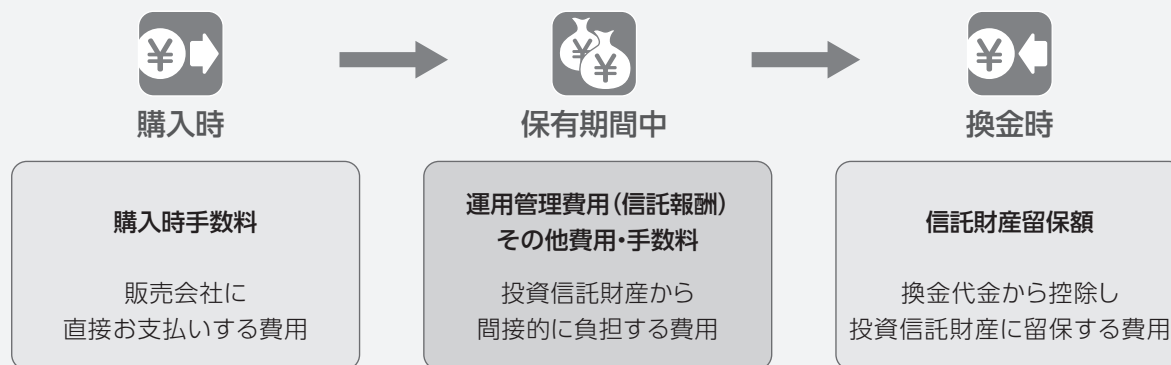
● ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用				
購入時手数料	購入金額(購入価額×購入口数)に、販売会社が独自に定める購入時手数料率を乗じて得た額 購入時手数料率の上限は、2.2%(税抜2.0%)です。 購入時手数料率は変更となる場合があります。 詳しくは販売会社にご確認下さい。			ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。
信託財産留保額	1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額×0.10%			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額×年率1.21%(税抜1.10%)			
	配 分	委託会社	年率0.57%(税抜)	委託した資金の運用の対価です。
		販売会社	年率0.45%(税抜)	運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
		受託会社	年率0.08%(税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
	[日本赤十字社福井県支部の活動資金としての寄附] 日本赤十字社福井県支部の活動資金として、寄附を行います。寄附の金額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.15%を乗じて得た額とします。当該寄附は、委託会社が受取る信託報酬から行います。			
その他費用・ 手数料	監査費用:純資産総額×年率0.011%(税抜0.01%)			
	有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産でご負担いただきます。なお、マザーファンドの当該費用につきましては、間接的にご負担いただきます。 ※運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。			

※運用管理費用(信託報酬)、監査費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。その他費用・手数料(監査費用を除きます。)はその都度、投資信託財産から支払われます。

※ファンドに係る手数料等につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。なお、上場不動産投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託の費用は表示しておりません。

ご購入からご換金までの費用のイメージ



○
ファンドの
目的・特色

○
投資
リスク

○
運用実績

○
手続・
手数料等

●税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」について
少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※税金に関する記載は、2026年5月末現在の情報に基づくものです。税法が改正された場合には変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書対象期間(2025年11月11日～2026年5月11日)の総経費率(年率)

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.25%	1.22%	0.03%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を対象期間中の平均受益権口数に対象期間中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※その他費用の比率は、マザーファンドが支払った費用を含みます。

※上記の前提条件で算出されたもので、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては直近の運用報告書(全体版)をご覧ください。

●追加的記載事項

投資信託約款の変更(予定)について

ファンドは、投資信託約款の変更を予定しております。ご購入の際には、以下の内容をご理解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

投資信託約款の変更の内容

ファンドの信託期間を「無期限」から「2027年5月10日まで」に変更を行う予定です。

※投資信託約款の変更を行うことが可決された場合、ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象から外れます。

投資信託約款の変更の理由

ファンドは2005年に設定し、福井県関連株マザーファンド、内外債券マザーファンド、Jリート・マザーファンドを通じて、わが国の株式、内外の債券、およびわが国の不動産投資信託証券への投資を行い、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行ってまいりました。

しかしながら、近年、ファンドからの資金流出が続き、今後もファンドの純資産の増加は見込めないと考えています。

このような状況下、ファンドの効率的な運用と商品性の維持が困難となる可能性があるほか、将来的にファンドの特徴である寄附を行うことも困難となることが想定されます。

つきましては、無期限の信託期間を2027年5月10日までと有期限化する投資信託約款の変更を実施することが、受益者の皆さまにとって有利であると判断いたしました。

投資信託約款変更適用日

2026年10月26日

投資信託約款の変更の手続き

スケジュール

- | | |
|----------------------------|--------------------------|
| ①電子公告日 ^{※1} | 2026年8月10日 |
| ②異議申立期間 | 2026年8月13日から2026年9月24日まで |
| ③投資信託約款変更確定日 ^{※2} | 2026年9月25日 |
| ④投資信託約款変更適用日 | 2026年10月26日(予定) |

※1 弊社ホームページに掲載します。

※2 異議申立の結果は弊社ホームページに掲載します。

投資信託約款の変更の手続きは、投資信託約款の規定にしたがい、異議申立の手続きにより行います。

異議申立の受益者の受益権の合計口数が、2026年8月13日現在の受益権総口数の2分の1を超えなかった場合は、予定通り2026年10月26日にファンドの投資信託約款の変更を行います。

異議申立の受益者の受益権の合計口数が、2026年8月13日現在の受益権総口数の2分の1を超えた場合は、ファンドの投資信託約款の変更は行いません。この場合、投資信託約款の変更を行わない旨を、速やかに弊社ホームページに公告します。

2026年8月13日現在のファンドの受益者は、投資信託約款の変更について異議を申立てることができます。2026年8月11日以降にファンドの購入をお申込みいただいた場合には、この投資信託約款変更の異議を申立てることはできませんのでご注意ください。